

保 育 所 の 概 況

令和2年4月1日現在

保育所名	北九州市立 今町保育所			施設長名	竹中 陽子
所在地	〒803-0862 北九州市小倉北区今町二丁目13番9号				
電話番号	093-592-0143	FAX番号	093-592-0143	認可年月	昭和55年2月
設置主体	北九州市		運営主体 (設置主体と異なる場合)		

建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他()	2階建(階部分)
------	-------------------------	-----------

建物延床面積	699.28㎡
--------	---------

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号定員					52人 (35人)	52人 (35人)	
3号定員	9人 (6人)	29人 (24人)				38人 (30人)	
開所時間	7:30	~	17:50 (延長19:00)	保育短時間の 受入時間帯	9:00	~	17:00
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)						

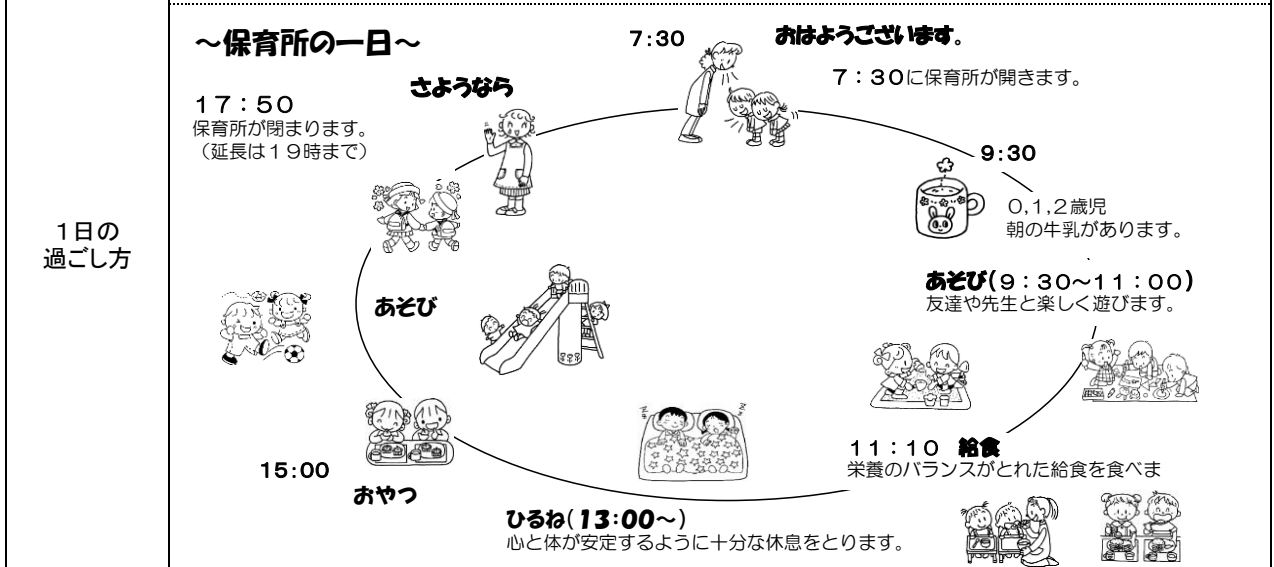
職員数	28人	内訳 : 施設長(1人) 保育士(23人) 調理員(委託業者2人) 看護師(2人)
-----	-----	---

施設の目的及び運営の方針
 保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とします。また、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。

【保育の方針】
 ・家庭との連携の下、子どもが健康安全に情緒の安定した生活ができる環境を用意し、養護と教育を一体的に行い、子どもの健全な心身の発達を図ります。
 ・家庭や地域との連携を図り、豊かな子どもの育成を目指します。

【保育の目標】
 ・子どもの様々な欲求を満ち、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
 ・生活に必要な基本的習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
 ・人に対する愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てると共に、自主、自立及び協調の態度を養い道徳性の芽生えを培うこと。
 ・生命、自然及び社会の事象について興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
 ・言葉への興味や関心を育て、言葉の豊かさを養うこと。
 ・様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。
 ・エコ教育を通して様々な環境に興味を持ち、自然や物を大切にすることを育むこと。

- 【めざす子ども像】
- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| 1 健康で、明るく、たくましい子ども | 2 自分のことは、自分でしようとする子ども |
| 3 友だちを大切にし、協力できる子ども | 4 人の話をよく聞き、自分の思いを表現できる子ども |
| 5 いろいろなことに興味をもち、考えて行動する子ども | 6 心の豊かな子ども |



1日の過ごし方

保育所名	北九州市立 今町保育所
------	-------------

年間行事予定	4月 進級式・入所・親子遠足・健康診断	10月 運動会・秋あそび・健康診断・遠足 伝承あそび(年長者との交流)
	5月 保育参観・講演会・クラス懇談会・ シルエット劇場	11月 今町市民センター文化祭 焼き芋クッキング
	6月 芋苗植え 歯科検診・保育参加	12月 生活発表会 クリスマス会
	7月 七夕まつり・プール開き・保育参加 夏まつり・卒園児招待	1月 どんど焼き
	8月 プールあそび	2月 豆まき
	9月 総合避難訓練	3月 ひなまつり・お別れパーティー 卒園式

各種保育事業の実施状況	<p>【障害児保育】 子どもたちが互いを認め育ちあうことを大切にしています。 医療的ケア児の保育・・・医療的ケアが必要で集団保育が可能な子どもの受け入れを行っています。</p> <p>【延長保育】 お仕事の時間に応じた延長保育も実施しています。別途保育料が必要です。</p> <p>【地域交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域子どもふれあいひろばの行事参加 ●紫川の清掃やしあわせ菜園での活動、どんど焼きなどで地域の自然にふれ地域の方との交流を楽しんでいます。 ●年長者との交流 ●夏祭りや伝承遊び等を実施し地域の方との交流を楽しんでいます。南が丘病院の訪問を行っています。 ●小中学生との交流 ●今町市民センターの行事や職場体験、保育士体験等で交流しています。 ●未就園の親子と交流 ●フリースペース実施しています。(不定期)
-------------	---



利用の開始及び終了に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-----------------	--

実費に係る利用者負担金	<ul style="list-style-type: none"> ● 3・4・5歳児の給食にかかる副食費(月額 4,500円) → 給食のおかずやおやつにかかる費用を負担するもの。 ※ 3か月に一度、3か月分の納入通知書をお渡しします。退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合には、還付手続きを行いますので、「口座振替依頼書」を提出してください。 なお、月途中での退所の場合は、日割り計算します。 ● 日本スポーツ振興センター共済掛金(年額 250円) → 万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。 ● 帽子代金(1個 980円) → 児童の健康を考慮すると必要なものであり、外遊びや園外保育時に使用するもの。
-------------	---

その他特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。 ● 保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 ● 事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。 <p>【非常災害対策】 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】 入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。</p>
---------	---